

令和 6 年度

農業委員会の概要

日光市農業委員会

1 日光市農業を取り巻く状況

日光市は、栃木県の北西部に位置し、北は福島県、西は群馬県に接し、面積1,449.83平方キロメートル、県土のおよそ4分の1という広大な面積を誇り、その大部分を占める北部・西部の山岳地帯と南部の扇状地帯との標高差は2,000メートルを超え、多様な自然環境を有しています。

本市は、国際的な観光地であるとともに首都圏の農産物供給地として比較的恵まれた地理的条件にあります。高冷地域においては冷涼な気候を生かした雨よけほうれん草の栽培、乳用牛及び肉用牛の放牧が行われており、扇状地地域においては水稻を中心とした農業経営が多く行われています。

一方、近年は農業従事者の高齢化が進み、農業労働力の他産業への流出など後継者不足が深刻化し、担い手の育成・確保は現下の喫緊の課題となっています。

このような状況の中、日光市農業委員会は、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」との組織理念のもと、「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」という重要な社会的使命と役割を再認識し、農業委員及び農地利用最適化推進委員一人一人が役割を十分に発揮して、地域農業の持続的な発展と日光市全体の振興に寄与するため「行動する農業委員会」として取り組んでまいります。

(1) 農家数及び農業就業者数

各年2月1日現在

		平22	平27	令2	平22:令2 対比	平27:令2 対比
総農家数		2,655 戸	2,264 戸	1,923 戸	-27.6%	-15.1%
販売農家		1,969 戸	1,656 戸	1,362 戸	-30.8%	-17.8%
自給的農家		686 戸	608 戸	561 戸	-18.2%	-7.7%
農業就業者数		2,975 人	2,405 人	2,209 人	-25.7%	-8.1%
日光市	人口	92,394 人	85,782 人	80,056 人	-13.4%	-6.7%
	世帯数	36,195 世帯	36,426 世帯	36,506 世帯	0.9%	0.2%
農業就業者数の割合		3.2%	2.8%	2.8%	-0.4 pt	0.0 pt

2020年農林業センサスより

本市の農家数及び農業就業者数は減少を続けており、令和2年の農家数は1,923戸と5年前の平成27年と比較して341戸（15.1%）減少しました。また、農業就業者数も、2,209人と平成27年と比べて196人（8.1%）減少しています。

(2) 耕地面積

各年2月1日現在 (単位: ha)

	平22	平27	令2	平22:令2 対比	平27:令2 対比
総計	4,069	4,295	4,073	0.1%	-5.2%
田	3,678	3,565	3,334	-9.4%	-6.5%
畑	353	700	712	101.7%	1.7%
樹園地	38	30	27	-28.9%	-10.0%
1農家当たりの 耕地面積	1.52	2.57	2.96	1.44	0.39

2020年農林業センサスより

本市の令和2年の耕地面積は4,073haと、5年前の平成27年と比較して、222ha(5.2%)の減となりました。

(3) 荒廃農地

令和5年度農地パトロール(利用状況調査)で把握した荒廃農地面積

(単位: m²)

	田	畑	計
①再生利用が可能な荒廃農地	192,834	305,987	498,822
うち 農用地区域	122,289	126,306	248,595
②再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	7,111	38,159	45,270
うち 農用地区域	5,340	5,650	10,990
合計 (①+②)	199,945	344,146	544,092
うち 農用地区域	127,629	131,956	259,585

<参考>

	田	畑	計
非農地判断	7,055	44,999	52,054
うち 農用地区域	4,802	12,552	17,354

(4) 年齢別農業就業人口

各年2月1日現在
(単位：人)

	平22	平27	令2	平22:令2 対比	平27:令2 対比
総計	2,975	2,405	2,209	-25.7%	-8.1%
15～29	153	52	28	-81.7%	-46.2%
30～59	654	436	468	-28.4%	7.3%
60～64	344	340	294	-14.5%	-13.5%
65歳以上	1,824	1,577	1,419	-22.2%	-10.0%

2020年農林業センサスより

(5) 日数別農業従事者数（年間60日以上従事）

各年2月1日現在
(単位：人)

	平22	平27	令2
総計	3,487	2,619	2,209
60～99	1,283	641	520
100～149	987	578	380
150日以上	1,217	1,400	1,309

2020年農林業センサスより

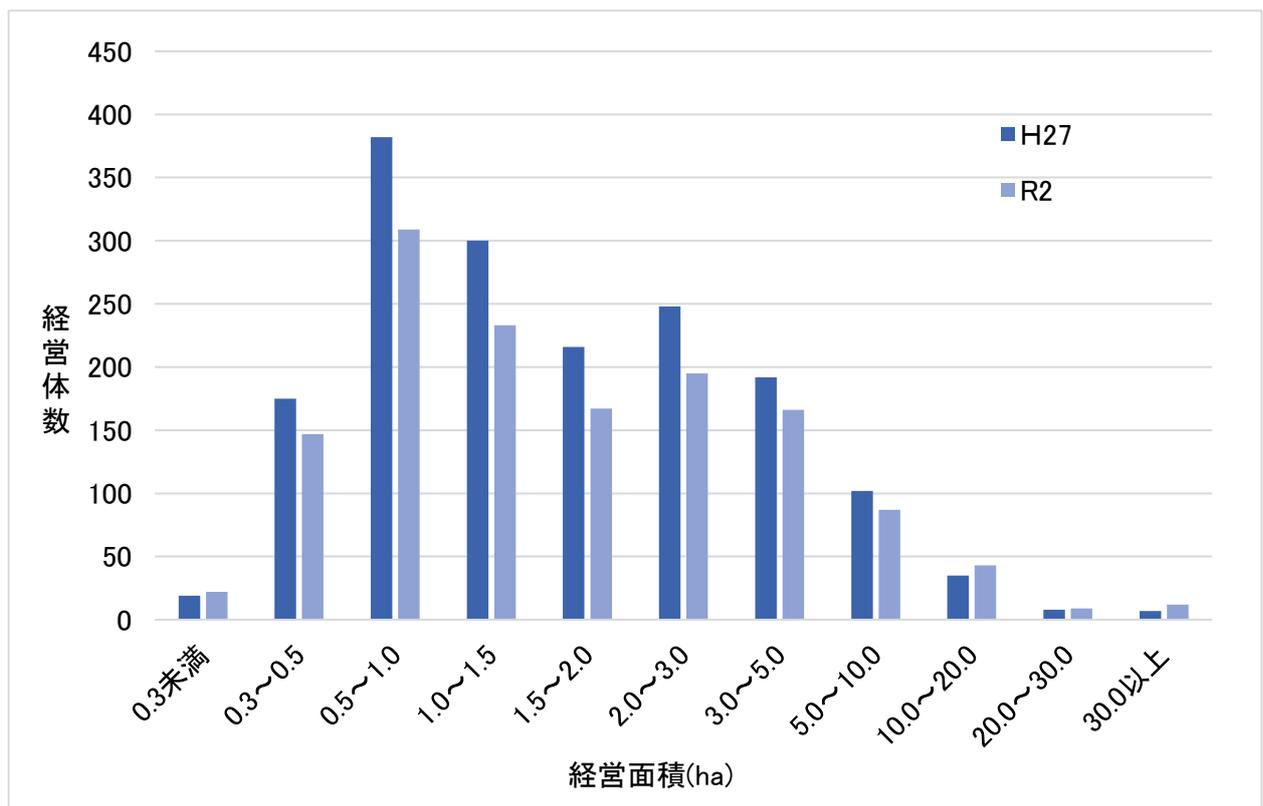
本市の令和2年の農業就業人口を年齢別に見ると、15～64歳の人口は平成27年と比べ38人減少しています。また、全体に占める65歳以上の割合は64.2%と平成22年と比べ2.9ポイント増加、平成27年と比べ1.4ポイント減少しています。

年間150日以上農業従事する人口は平成27年と比べ91人（6.5ポイント）減少しています。

(6) 経営耕地面積規模別経営体数

(単位：経営体)

面積 ha		経営体数										
		0.3 未満	0.3 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 10.0	10.0 ～ 20.0	20.0 ～ 30.0	30.0 以上
H27	1684	19	175	382	300	216	248	192	102	35	8	7
R 2	1390	22	147	309	233	167	195	166	87	43	9	12



2020年農林業センサスより

2 農業委員会の業務

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員数

令和6年4月1日現在
(単位：人)

	総数	認定農業者	中立委員	元農業委員	定数
農業委員	10	5	1	4	11
うち女性	5	3	1	3	
推進委員	20	7		1	29以内
うち女性	2	0		0	

(2) 農業委員の活動状況

区分	概要	実施時期
総会	総会は、農業委員会の最高議決機関です。通常会長が招集し、月1回開かれます。	毎月21日頃
諸会議	地元土地改良区をはじめ、農業振興にかかる様々な会議に参加しています。	随時
農地パトロール	違反転用や不法投棄の防止のため、地元担当地区を巡回しています。	随時
他	新農業者年金制度PR・加入推進活動 全国農業新聞等情報活動 農業簿記・青色申告の推進活動 など	随時

(3) 農業委員会事務局の機構



分掌事務

- ① 委員会の総会に関すること。
- ② 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)による農地、採草放牧地等(以下「農地等」という。)の許可事務及び利用関係の調整並びに受理等に関すること。
- ③ 農地等の利用関係についてのあっせん並びに紛争の防止及び処理に関すること。
- ④ 農地等に関する諸調査に関すること。
- ⑤ 国有農地の管理に関すること。
- ⑥ 農業者年金に関すること。
- ⑦ 事務局内の庶務に関すること。
- ⑧ 農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関すること。
- ⑨ 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)による農用地の利用集積に関すること。
- ⑩ 農業後継者対策に関すること。
- ⑪ 農業及び農業者に関する事項についての啓発宣伝に関すること。

(4) 主な事務と内容

① 農地権利移動、転用等の許可に関する事務

農業委員会総会において認められた、農地法に関する権利移動、転用の許可等に関する事務を行っています。日光市は 4 ha 以下の許可権を栃木県からの権限移譲されているため、許可事務を行っています。

許可等を受けた農地については、農家基本台帳により管理しています。

② 農地の利用最適化・遊休農地に関する事務

農地利用状況調査により、遊休農地と判断された所有者等に対し「農地利用意向調査」を実施し、遊休農地解消及び最適化の推進に向けた取り組みを行っています。

③ 農業経営基盤強化促進事業に関する事務

農地利用集積（農地の貸し借り）を推進し、農地の耕作放棄を防ぐとともに、経営規模を拡大し、農業経営の効率化と安定化を図ります。また、農地中間管理機構との連携を強化し、農地利用の集積、集約化へ取り組んでいます。

(5) 令和 5・6 年度農業委員会当初予算

(単位：千円)

6 款 農林水産業費 1 項 農業費		5 年度	6 年度	比較増減
1 目	農業委員会費	64,228	66,068	1,840
1 事業	農業委員報酬	13,312	14,581	1,269
2 事業	職員人件費	44,596	45,116	520
3 事業	農業委員会交際費	30	30	0
4 事業	農業経営基盤強化事業費	200	239	39
5 事業	農業経営基盤強化促進事業費	233	254	21
1 細事業	農業経営基盤強化促進事業費	44	44	0
2 細事業	農業者年金活動費	189	210	21
8 事業	農地調査農家基本台帳整備費	567	786	219
20 事業	一般事務費	5,290	5,062	△ 228

(6) 令和 4・5 年度農業委員会決算

(単位：千円)

6 款 農林水産業費 1 項 農業費		4 年度	5 年度	比較増減
1 目	農業委員会費	60,244	60,391	147
1 事業	農業委員報酬	12,561	12,118	△ 443
2 事業	職員人件費	43,760	41,987	△ 1,773
3 事業	農業委員会交際費	18	59	41
4 事業	農業経営基盤強化事業費	354	197	△ 157
5 事業	農業経営基盤強化促進事業費	162	167	5
1 細事業	農業経営基盤強化促進事業費	25	21	△ 4
2 細事業	農業者年金活動費	137	146	9
8 事業	農地調査農家基本台帳整備費	723	1,369	646
20 事業	一般事務費	2,666	4,494	1,828

3 農地移動の状況

農地法3条は不耕作目的、投機、投資目的での農地等の取得を排除し、権利移動の機会を捉えて自ら適切かつ効率的に耕作しようとするものに農地についての権利を取得させるよう誘導し、土地利用の効率化を図るために、許可制度による制限を行っています。

なお、令和5年4月から受人が申請地を含めて経営面積50aを所有する下限面積要件がなくなり、農業への新規参入を促されています。

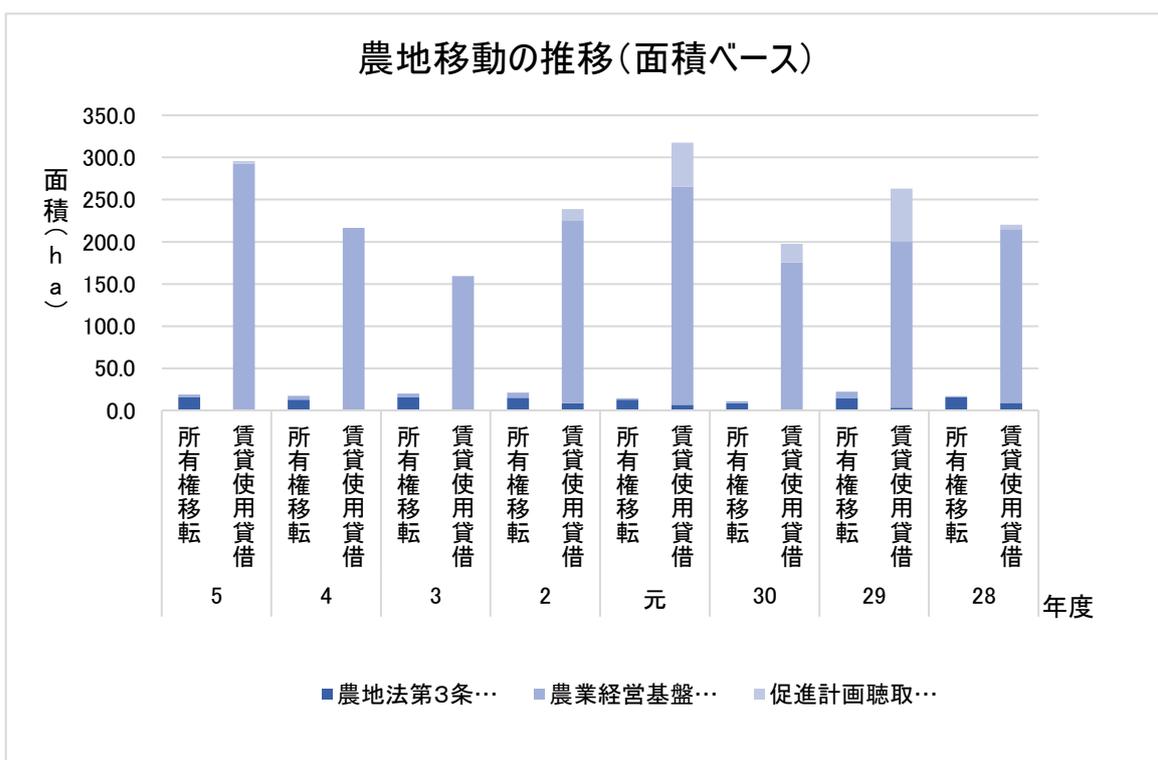
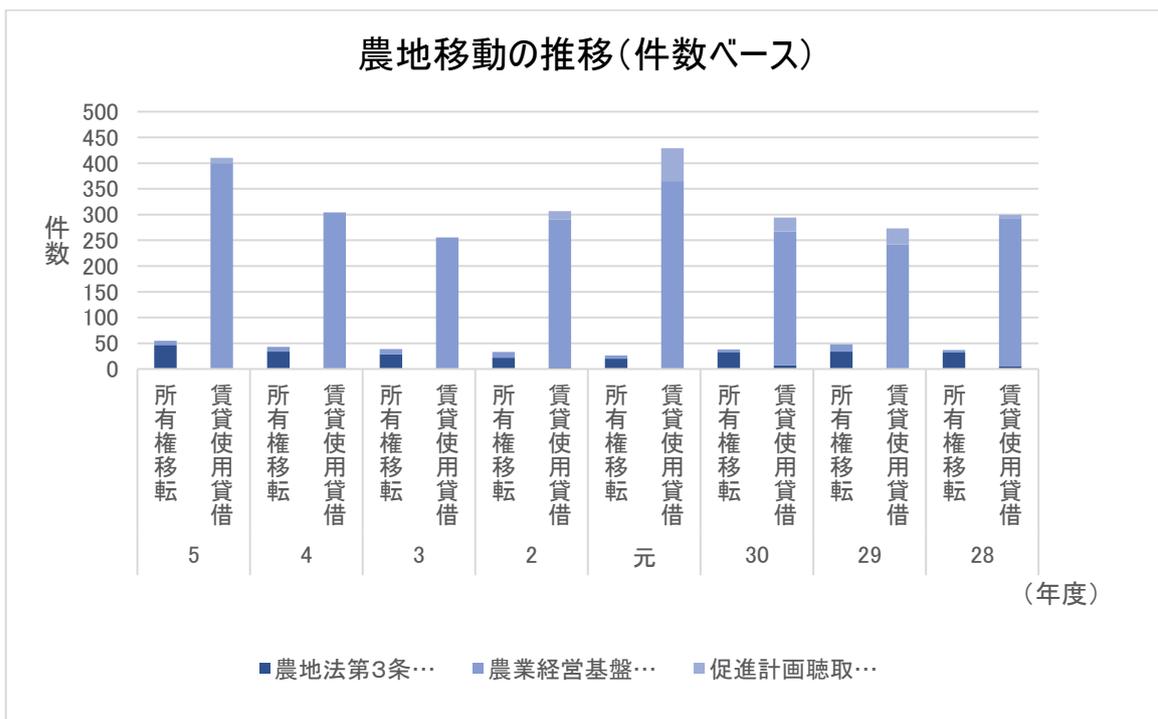
また、農業経営基盤強化促進法は、農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化などを進めていく意欲のある農業経営者（認定農業者等）を支援するために、国が平成5年に制定したものです。その中でも中心的な位置を占める利用権設定等促進事業は、市が、農地の売買・貸借等についての集団的な権利設定・移転計画である「農用地利用集積計画書」を作成し、公告するという手続きが行われます。さらに令和5年の基盤法改正により、地域計画策定が行われ、農地利用の最適化に向けて農地の集積・集約が推し進められています。

(1) 法第3条・農業経営基盤強化促進法に関する法律

(単位：ha)

年度	区分	農地法第3条 農委許可		農業経営基盤 強化促進法		促進計画聴取 (バンク扱)		合計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
5	所有権移転	47	15.6	8	3.3	0	0.0	55	18.9
	賃貸使用貸借	0	0.0	400	292.6	10	3.2	410	295.8
4	所有権移転	34	12.6	9	4.7	0	0.0	43	17.3
	賃貸使用貸借	2	1.2	302	215.3	0	0.0	304	216.5
3	所有権移転	29	15.6	10	4.2	0	0.0	39	19.8
	賃貸使用貸借	1	0.9	254	158.3	1	0.1	256	159.3
2	所有権移転	22	15.0	11	6.0	0	0.0	33	21.0
	賃貸使用貸借	3	8.7	287	216.7	17	13.4	307	238.8
元	所有権移転	20	12.6	6	1.6	0	0.0	26	14.2
	賃貸使用貸借	2	6.8	363	258.5	64	52.2	429	317.5
30	所有権移転	33	8.5	5	2.4	0	0.0	38	10.9
	賃貸使用貸借	7	0.8	260	174.8	27	22.0	294	197.6
29	所有権移転	34	14.4	14	7.7	0	0.0	48	22.1
	賃貸使用貸借	1	3.4	241	197.0	31	62.6	273	263.0
28	所有権移転	32	15.3	5	1.6	0	0.0	37	16.9
	賃貸使用貸借	6	9.0	287	205.9	7	5.2	300	220.1

※上記表において、農地法第3条における知事許可件数及び面積はなし。



(2) 法第18条による賃借権の合意解約

(単位: m²)

区分	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
件数	91	99	86	90	105	70	47	51
面積	831, 821	722, 306	396, 397	654, 451	715, 549	508, 222	295, 120	315, 667

4 農地の転用状況

国内の農業生産の基盤である農地は、国民に対する食料の安定的な供給を図る上で重要な役割を担っています。農地転用許可制度は、国土の計画的かつ合理的な利用の観点から、農業上の土地利用と国民経済の発展及び国民生活の安定上必要となる農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保することによって、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るものです。

① 農地法第4条の許可

自己の農地を転用するときは、農地法第4条の規定に基づく許可を受ける必要があります。（自己転用ともいいます。）

② 農地法第5条の許可

農地の転用と、その農地の売買や賃貸など権利の設定や移転を同時に行うときは、農地法第5条の規定に基づく許可を受ける必要があります。この許可を得ずに契約しても、売買等の効力が発生しないこととなっており、売買等の登記ができません。

農地法第4条・第5条の実績

(単位：㎡)

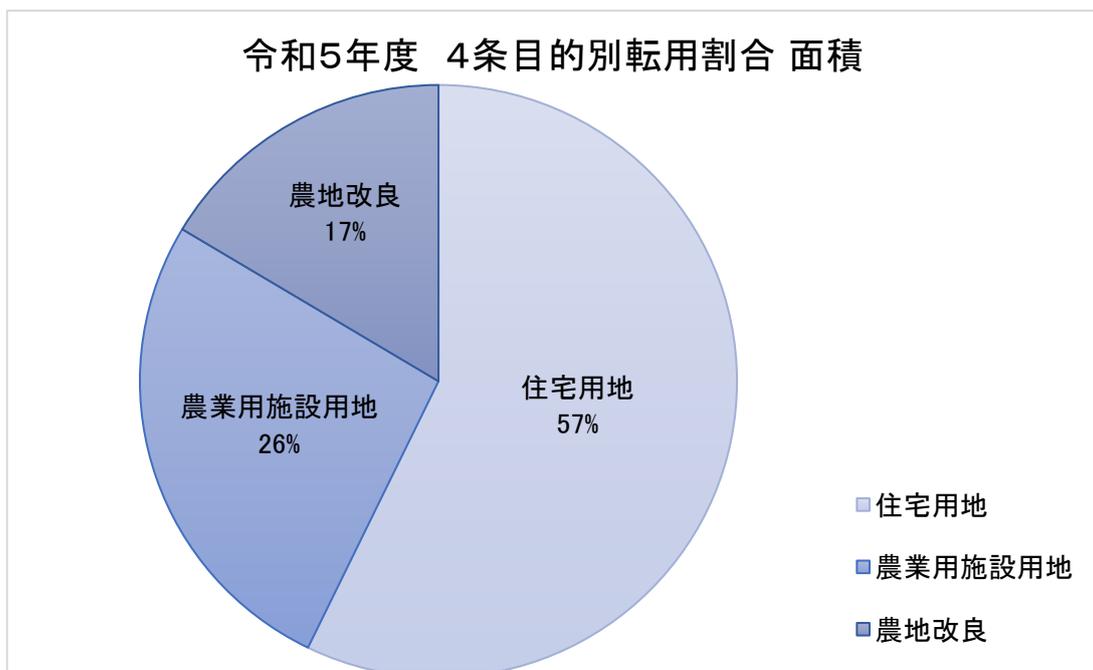
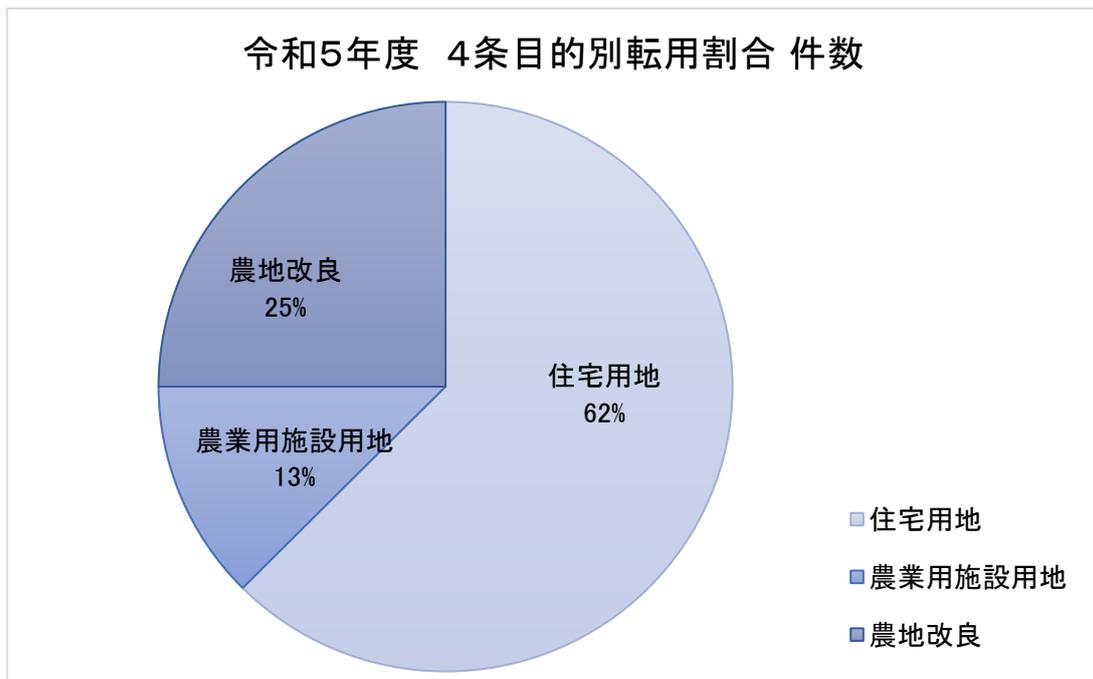
		R5	R4	R3	R2	R元	H30	H29	H28
4条	件数	8	9	23	9	8	7	7	10
	田	417	11,139	0	6,312	1,898	1,585	16,063	9,156
	畑	3,260	18,060	42,090	17,673	3,137	4,691	3,298	3,364
	面積計	3,677	29,199	42,090	23,985	5,035	6,276	19,361	12,520
5条	件数	39	49	69	59	62	70	56	64
	田	14,587	60,294	53,803	37,367	37,281	32,878	26,578	51,301
	畑	18,167	14,003	44,764	26,552	25,271	36,998	26,041	25,638
	面積計	32,754	74,297	98,567	63,919	62,552	69,876	52,619	76,939

*転用実績は、総会での審議年度に係わらず、各年度内に許可された件数・面積を集計しています。また、一旦許可されても、同一年度内に許可の取消しがなされた案件は、含まれていません。

令和5年度 4条目的別転用割合

目的	件数	面積
住宅用地	5	2,103
農業用施設用地	1	970
農地改良	2	604

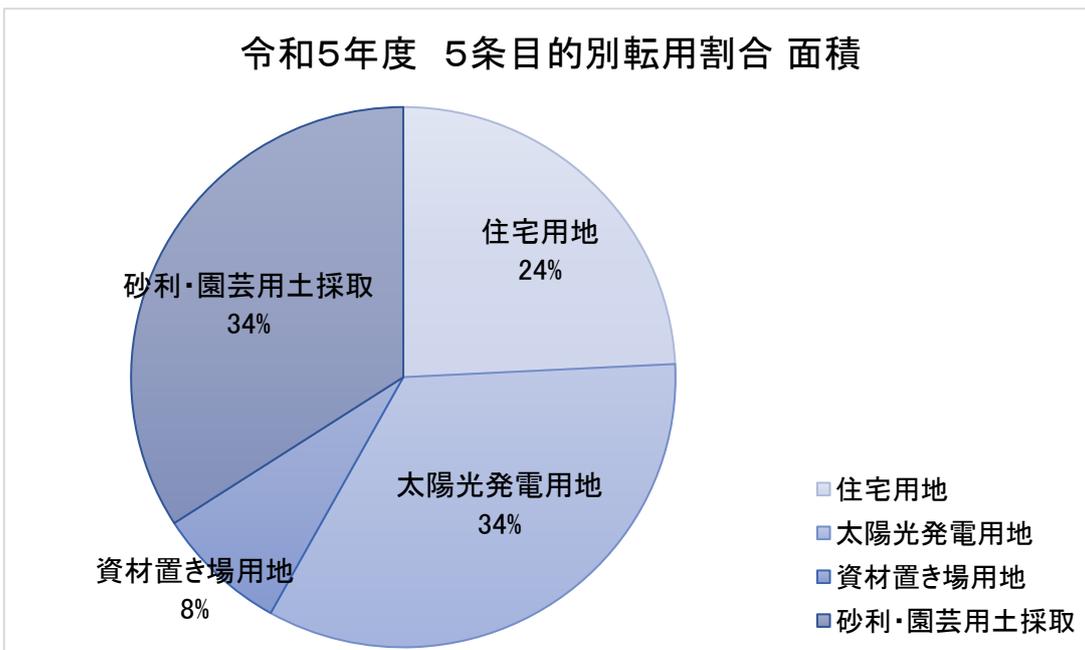
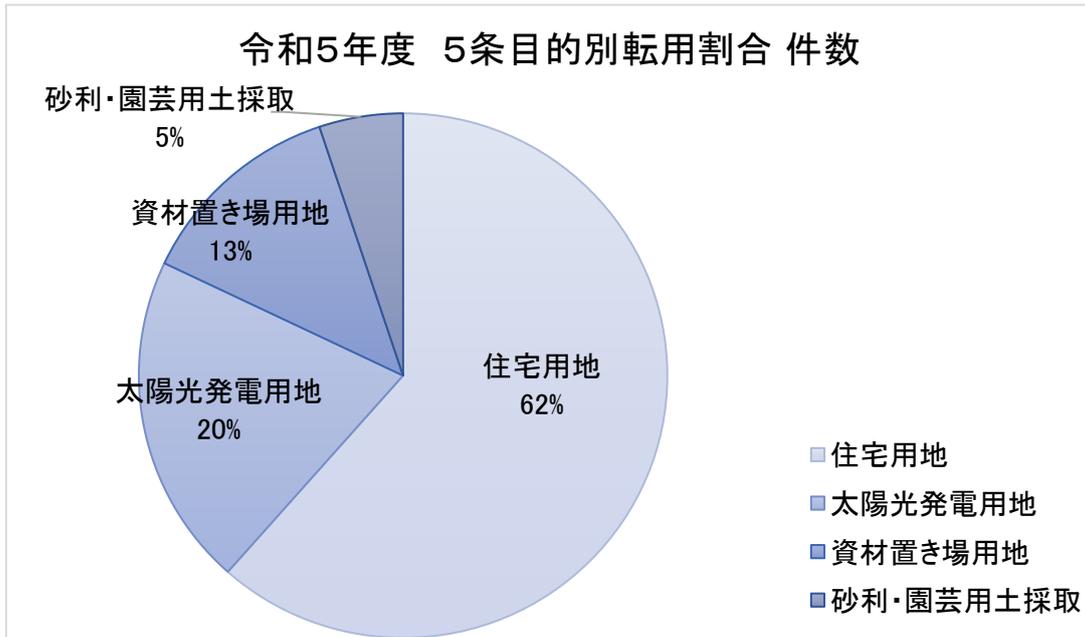
(単位：㎡)



令和5年度 5条目的別転用割合

転用目的	件数	面積
住宅用地	24	7,935
太陽光発電用地	8	11,095
資材置き場用地	5	2,561
砂利・園芸用土採取	2	11,163

(単位：㎡)



5 国有農地の管理状況

戦後、自作農創設特別措置法に基づき行われた農地改革の際に国が取得し、現在になっても売渡等の処分が済んでいない農地を言います。自作農財産とも呼ばれ、農林水産省所管の国有財産となります。管理については、農地法に基づき栃木県が行っています。

国有農地等の状況（令和6年3月末現在）

（面積単位：㎡）

		貸付地		未貸付地	合 計	未貸付地の内訳 (現況地目)
		農耕貸付地	転用貸付地			
今市 地域	筆数			33	33	田 7筆 2,317.84㎡
	面積			13,400.84	13,400.84	
日光 地域	筆数	1		1	2	畑 16筆 5,417.91㎡
	面積	512.00		614.00	1,126.00	
藤原 地域	筆数			7	7	公衆用道路 24筆 6,446.30㎡
	面積			657.91	657.91	
足尾 地域	筆数		1	7	8	山林原野 6筆 7,366.00㎡
	面積		462.00	9,065.00	9,527.00	
栗山 地域	筆数			9	9	雑種地 4筆 2,886.00㎡
	面積			696.30	696.30	
総 計	筆数			57	57	
	面積			24,434.05	24,434.05	

（農地法施行規則第44条、第45条の2）

（農業経営基盤強化措置特別会計 国有財産管理規定第7条）

6 農業者年金

(1) 農業者年金制度

農業者年金制度は「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的年金です。特徴としては、①農業者が広く加入可能、②積立方式・確定拠出型である、③保険料額を範囲内で自由に決められる、④終身年金で、80歳以前に亡くなられた場合は死亡一時金がある、⑤税制面の優遇措置が大きい、⑥政策支援加入（一定の要件による国庫補助）制度があることがあげられます。

(2) 農業者年金加入状況等について

1 加入状況（令和6年3月末日現在）（単位：人）

区分		加入者数	合計
被保険者	通常加入	12	55
	政策支援加入	13	
待期者		30	

2 農業者年金受給状況（令和6年3月末日現在）（単位：人）

旧制度	老齢年金のみ	経営移譲年金のみ	老齢年金と経営移譲年金の併給	特例老齢年金	小計	待期者	合計
	105	87	31	6	229	21	250
新制度	老齢年金		老齢年金と特例付加年金の併給		小計	/	総計
	80		5		85		

(3) 農業者年金加入推進活動について

農業者年金加入推進活動については、市の広報誌掲載による加入促進や加入者に対する説明会や研修会を実施しております。しかしながら、脱退や新規加入者が増えない状況が続いています。

7 令和5年度農作業料金等の標準額について

令和6年1月
日光市農業委員会

令和6年度の農作業賃金・料金の標準額を次のとおり設定しましたので、お知らせいたします。

農 作 業 標 準 賃 金

作 業 区 分	標準単価	摘 要
農 作 業 一 般	8,000 円 (消費税別)	一般的な農業軽作業。おおむね8時間・賄いなし。 作業種別により当事者間で協議のうえ決定してください。

農 作 業 標 準 料 金

(消費税別)

作 業 区 分	農地区分ごとの料金			摘 要
	10a 未満	10a 以上 30a 未満	30a 以上 基盤整備済	
育苗委託(1箱)	5月12日までの納品 815円 5月13日以降の納品 765円			10アール23箱基準 3月10日以降の申込100円 3月11日以降申込取消は料金の50%を戴く 配達・回収料は1箱80円
耕 起(10アール)	6,100円	5,600円	5,100円	
荒 代(10アール)	5,000円	4,500円	4,000円	
植 代(10アール)	7,000円	6,500円	6,000円	
田 植(10アール)	9,900円	9,400円	8,900円	標準植え、角植・補植なし 側条施肥付1,600円増 肥料は委託者負担
畦畔作り(1メートル)	70円			
薬剤散布・粒剤(10アール)	1,600円			薬剤は委託者負担
肥料散布(10アール)	1,600円			肥料等は委託者負担
稲 刈(10アール)	17,500円	16,500円	15,500円	50%倒伏 5,000円/10a 増 ヨセ刈り 500円/1圃場 粃 運 搬 1,500円/10a カントリーへ運搬 2.5円/生粃1kg
乾 燥(30kg)	600円			玄米換算とする
粃 す り(30kg)	460円			30袋以下料金10%増 運搬・出荷 100円/1袋 色選作業 400円/1袋

機 械 移 動 基 本 料 金

(消費税別)

移動距離 (片道)	往復料金 (円)	摘 要
10 km未満	7,000	・トラクター, 田植機, コンバイン等大型機械を輸送した1回(往復)の基本料金。 ・機械移動の料金は基本料金ですので、細かな距離については受託・委託者協議の上、決定してください。
10 km以上15 km未満	10,000	
15 km以上20 km未満	13,000	
20 km以上	16,000	

- ・作業効率のうえから、3段階の農地区分を設定。また、燃料はすべて受託者負担。
- ・農作業標準料金、機械移動基本料金は、日光市受託集団連絡協議会の「令和6年度農作業受委託料金表」を参考に作成しています。

農 地 賃 借 料

令和5年中における市内の賃借料は利用権件数の統計によるものです。

[

水田： 1,165 件
畑： 72 件

]

1. 田 (10a 当たり)

区 分	平均額	最高額	最低額
基盤整備地域	10,500 円	13,900 円	3,400 円
未整備地域	8,500 円	13,500 円	2,500 円

2. 畑 (10a 当たり)

平均額	最高額	最低額
6,800 円	12,500 円	2,500 円

本表は標準額ですので、ほ場条件・作業・作物の難易度等を考慮して、当事者間で決定してください。

8 家族経営協定

(1) 家族経営協定とは

家族間において、農業経営に携わる個々の家族（世帯員）が共同経営者としての立場を確立し、農業経営の方向や生活目標を明確にすることで、同じ目標に向かって家族間で「経営と生活に関する取り決め」を行い、それを文書化することです。

これまで、何気なく過ごしてきた暮らし方や農業経営の進め方について見直し、互いがかけがえのない仲間として、共に新しい経営体制を築いていこうとするものです。

(2) 家族経営協定の目的

家族だれもが経営参加…女性や後継者も経営に参画し、家族みんなで経営方針の決定や収益の配分等を行う「パートナーシップ経営」を確立します。

女性農業者の地位向上…女性の農業労働・家事労働に対する適正な評価を行い、確実な報酬支給によって経済的自立を確保します。

後継者の自立を支援…計画的な経営移譲で、円滑な世帯交代を実現するための協定を結び後継者の意欲を育むとともに、時代を先取りする経営感覚の育成を支援します。

農業経営の確立…農業経営維持発展のため、家族の就業条件（休日・給料・役割分担）の明確化や、経営権継承などの円滑な調整機能を保持します。

(3) 協定書（文書化）のメリット

文書に表すことで「経営目標」が明確になり、一人ひとりが協定の意義を理解するとともに「家族経営」に対する自覚が高まります。

また、文書化することで「家族間の意見交換」が促進され、常に経営改善を念頭においた経営方針につながるるとともに、報酬や労働時間など、具体的な計数管理が図られます。

家族経営協定農家戸数（令和6年3月末現在）

（単位：戸）

年度 地域	締結 農家数 計	R5 新規	R4 新規	R3 新規	R2 新規	R元 新規	H30 新規	H29 新規	H28 新規
今市	135	0	4	4	3	3	4	1	2
日光	4	0	0	0	0	0	0	0	0
藤原	11	0	1	0	0	0	0	0	0
足尾	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栗山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	150	0	5	4	3	3	4	1	2

※計はH27以前の戸数を含む

9 農地の納税猶予の現状

(1) 相続税

農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、農業を継続する場合に限り、農地価額のうち宅地期待益部分ともいべき部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

(2) 贈与税

農業を営んでいた個人が、生前にその推定相続人（配偶者や子など）の一人に農地等を一括して贈与した場合に、贈与税の納税を贈与者の死亡等の時まで猶予する制度です。

なお、この納税猶予を受けた贈与税は、その農地等の贈与者または受贈者が死亡した場合は、免除届出書を所轄の税務署長に提出する必要があります。

いずれの制度も納税の猶予であるため、相続人が特例を受けた農地等を他人に譲渡や転用した場合は、猶予税額と利子税を納めなければならなくなり、注意が必要です。（農業経営を続けることが前提となります）

なお、自作又は農業経営基盤強化促進法による貸し付けにより農地としての利用を終身継続した場合、特例農地等の全部を農業後継者に生前一括贈与した場合や、農業相続人が死亡した場合は、猶予税額は免除されます。

◎ 納税猶予の打ち切り

- 全 部（1）特例適用農地等の20%超の任意譲渡
- （2）農業経営の廃止
- （3）受贈者が推定相続人でなくなった場合
- （4）本人の都合により取り止める場合

- 一 部（1）収用等や農業生産法人に対する譲渡
- （2）適用農地等の20%以下の任意譲渡
- （3）農用地区域内の農用地を農業経営基盤強化促進法により譲渡した場合は、20%超を譲渡しても譲渡部分のみ打ち切り

相続税猶予・贈与税猶予（令和5年12月31日現在）

税目	猶予件数	猶予面積
相続税猶予	24件	23.63ha
贈与税猶予	26件	57.60ha

10 令和6年度日光市農業委員会活動計画

1 活動方針

農地法等の法令業務を適正に執行し、優良農地の保全を図るとともに、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地利用の推進を農業委員と農地利用適正化推進委員の連携による活動を通して進める。

2 会議の開催

定例総会及び調査部会による現地調査を毎月開催することにより、申請者利益に供する。

また、許可等の手続きにおける公平性・透明性を確保するため、会議を広く公開し、議事録を市公式ホームページに掲載する。

3 農地関連業務の取り組み

○担い手への農地利用の集積・集約化を推進するため、市農政課、市農業公社、農地中間管理機構との連携を強化し、集積率の向上を図っていく。

○農地利用状況調査(農地パトロール)をとおして、遊休農地、違反転用などの発見に努める。

○農業委員会サポートシステム(タブレット端末を含む)の効果的な活用を図り、事務の効率化及び農業者への便宜に供するよう努める。

○地域計画が現場の実態に沿ったものとなるよう、地域における話し合い等に参加し、策定に向けて、積極的な支援活動を行う。

4 担い手育成・確保の取り組み

○市認定農業者協議会等との連携を強化し、認定農業者や農業法人の経営改善を支援していく。

○県や市と連携して、新規参入促進の支援を行う。

○農業青色申告制度の一層の普及を推進していく。

○農業者の老後生活の安定のため、農業者年金制度を広く周知し、加入を促進する。

5 農業・農業者等に関する情報提供活動の取り組み

○「全国農業新聞」の購読を勧誘するとともに、身近な紙面づくりのための地域の情報を提供する。

6 その他

○農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員の資質向上を図るため、農地法令等関係法令、事例研究などの研修に参加する。

〒321-1292

日光市今市本町1番地

日光市農業委員会事務局

TEL 0288-21-5173

FAX 0288-21-5575

E-Mail:nougyou-cmt@city.nikko.lg.jp